

地域ケアプラザ所長
福祉保健活動拠点管理運営責任者 各位

西区福祉保健課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る地域ケアプラザ及び福祉保健活動拠点
における施設運営について（通知）

地域ケアプラザ及び福祉保健活動拠点における管理・運営については、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る地域ケアプラザ及び福祉保健活動拠点における施設運営について」（令和 2 年 5 月 27 日付西福第 313 号）に基づいて、施設運営をお願いしているところです。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規程に基づき設置された新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 5 月 25 日変更）において、(3)まん延防止 (6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等において、『持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、「新しい生活様式」が社会経済に定着するまで一定の移行期間を設けることとし、概ね 3 週間ごと（例えば① 6 月 18 日までの 3 週間程度、(略) 施設の使用制限の要請などを段階的に緩和するものとする。』とされ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発「移行期間における都道府県の対応について」（令和 2 年 2 月 25 日付事務連絡）において、『施設の使用制限の要請等について、6 月 1 日、6 月 19 日、7 月 10 日からそれぞれ段階的に緩和することとする』とされていることから、標記施設においても施設運営について見直すこととします。

1 実施時期

6 月 19 日（金）以降、準備の整った施設から実施します。

2 施設利用の前提条件

基本的に、現行の対応と変更はありません。

「3つの密」について、引き続き留意をしていただくようお願いします。

マスク	着用励行
ソーシャル ディスタンス	3密回避（対人距離の確保（できるだけ 2 m（最低 1 m））
定員	各部屋の従来の定員の 50%まで 予め定員を決めていない場合は、今回の対応に係る各部屋の定員の目安として、各部屋の面積を 4 で除した数
検温	施設側が利用者の検温をすることは必須ではありません。
換気	換気の実施
名簿	施設利用者が把握できるような状態にしておく。困難な場合は、施設利用者の把握のために名簿作成（氏名、連絡先等の個人情報取得） について協力を求めるなどの対応をお願いする。

3 運用方法の変更のあるもの

	現 行	利用不可
調理室	変 更	<u>利用を可とします。</u> 調理器具等の物品の貸出を止めるまたは減らします。また、減らす場合は貸出後に消毒します。 調理室の定員については、他の部屋と同様に各部屋の従来の定員の 50% までとします。 ただし、予め定員を決めていない場合は、今回の対応に係る各部屋の定員の目安として、調理室の面積を 4 で除した数とします。
	現 行	飲食利用は不可（水分補給は可）
飲食	変 更	<u>飲食利用を可とします。</u> ※ただし、会食会や茶話会など、飲食をしながら会話を伴う事業については、向かい合って座らずに互い違いに着席する。食事中以外はなるべくマスクを着用するなど感染防止に充分注意した上で、事業実施又は使用の許可をしてください。
	現 行	一律 18 時まで（日祝は 17 時）
開館時間 （18 時以降の 利用の仕方） ※拠点は 17 時 以降の利用の 仕方	変 更	<u>18 時以降の施設利用については、事前に利用申請があれば、規則に定める利用時間中は開館</u> します。 ※ただし、18 時以降の施設利用がある場合であっても、例えば施設の最終利用時間が 19 時までであれば、19 時で閉館することは可とします。 なお、18 時以降の施設利用を受け付ける期日（利用希望者からの申込期限）については、各指定管理者の判断で、期間を設定してください（例：1 週間前）。 また、18 時以降の施設利用について、目的外利用についても使用を可とします。

4 運用の変更のないもの

運用方法	
運動	運動等多量の呼気が想定される活動、利用は不可 ※一律に禁止にすることなく、活動の内容を考慮し、なるべく実施できるように工夫してください。
音楽	大声での発声、歌唱等は多量の呼気が想定される利用は不可 ※一律に禁止にすることなく、活動の内容を考慮し、なるべく実施できるように工夫してください。
地域包括支援センター	月曜日から日曜日まで 9 時から 17 時まで、施設にて対応します。 17 時から 21 時までの対応は、相談電話の電話転送等の方法により、各指定管理者において適切に相談等の対応がとれるようお願いいたします。 21 時から翌 9 時までの間は、従前のおり特別養護老人ホームへの転送対応とします。